若い人も高齢者も 安心できる年金制度を

年金裁判 学習資料 2016.1

◆私たちはなぜこの裁判を起こしたのか

「私の年金振込額は、17万9616円。これは2か月分です。そこから家賃、新聞、光熱費などを差し引くと手元にはひと月2万数千円しか残りません。二人の息子から2万円ずつ補助してもらって生活しています」

埼玉県内ある市のIさんの声です。このような年金だけで生活できない方はIさんに限ったことではありません。ぎりぎりの生活をしている方がたくさんいます。介護保険料、国民健康保険税は年々上がってきています。にもかかわらず、政府は、平成24年の法改正で、「特例水準の解消」と称して、平成25年10月、平成26年4月にそれぞれ1%、平成27年に0.5%年金を削減することを定めました。10年以上も前の物価が下がった時に景気対策として年金支給額は下げないと決めたにもかかわらず、払いすぎていたから返せという政府のやり方は納得できないと、私たちは直ちに行政不服審査請求を出しましたが、却下。再審査請求も却下。やむにやまれず裁判に訴えることにしました(埼玉で61人、全国33都道府県4610人)。

裁判では、ただでさえぎりぎりの生活をしている高齢者の命・暮らしを破壊する年金削減は憲法25条が規定している「健康で文化的な最低限度の生活」を脅かし、人間らしく生きたいという生活をも壊してしまうことは、憲法13条で規定されている幸福追求権の侵害でもあり、さらに、法律で定められた年金額が国の財源の状況によって政府が思いのままに削減するのは憲法29条に規定されている財産権の侵害だと訴えています。

安倍政権下で、「世代間の公平」「公的年金制度の維持」という理由で年金が減らされてきましたし、今後も「年金カット法」で際限なく年金が減らされていきます。年金受給者だけの問題ではありません。これから年金を受給する現役世代にとっても深刻な問題です。ぜひこの裁判をご理解の上、ご支援をお願いします。

全日本年金者組合埼玉県本部

住所: さいたま市見沼区東大宮5-53-16

TEL: 048-686-2044 FAX: 048-686-2144

メール: nenkinsaitama@kzh.biglobe.ne.jp